

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
普通預金	山梨中央銀行県庁支店		事業費に使用			2,717,095
当座預金	ゆうちょ銀行029支店		事業費に使用			208,761
			小計			2,925,856
未収金	山梨中央銀行県庁支店		事務費に使用			10,000
	流動資産合計			0	0	2,935,856
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金	山梨中央銀行本店		基本財産			2,988,869
	基本財産合計			0	0	2,988,869
<b>(2) その他の固定資産</b>						
車輛運搬具	トヨタラクティス1台		公用車	1,800,000	1,799,999	1
退職給付引当資産	全国・山梨県社会福祉協議会退職積立金		職員退職積立金			7,797,120
	その他の固定資産合計			1,800,000	1,799,999	7,797,121
	固定資産合計			1,800,000	1,799,999	10,785,990
	資産合計			1,800,000	1,799,999	13,721,846
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	委託事業に係る消費税					780,919
			小計			780,919
預り金	委託事業費等余剰金					1,635,974
	流動負債合計			0	0	2,416,893
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金	全国・山梨県社会福祉協議会退職積立金					7,797,120
	固定負債合計			0	0	7,797,120
	負債合計			0	0	10,214,013
	差引純資産			1,800,000	1,799,999	3,507,833

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてのみ「減価償却累計額」欄に記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。